

福岡県公報

平成二十二年二月三日
第三千六十九号
増刊
①

目次

規則(第五号)

福岡県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

(労働政策課)

訓令(第二号)

福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令

(市町村支援課)

規則

福岡県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年二月三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五号

福岡県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

福岡県職場適応訓練委託規則(昭和四十一年福岡県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、実施の対象としない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第一条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

第三条に次の一号を加える。

六 事業主が前条第二項各号のいずれかに該当する者でないこと。

第十三条中「一」を「いずれかに」に改め、同条に次の一号を加える。

六 委託契約締結後、当該職場適応訓練生又は受託事業主が第二条第二項各号のいずれかに該当する者であること。

第十四条中「前条第二号」の下に「又は第六号」を加える。

附則

この規則は平成二十二年四月一日から施行する。

訓令

福岡県訓令第二号

福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

本 庁
出先機関
福岡県教育庁

平成二十二年二月三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令

福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程(平成十四年八月福岡県訓令第十三号)の一部を次のように改正する。

「本 庁 出先機関」

「本 庁 出先機関」を「本 庁 出先機関」に改める。

福岡県教育庁 監査委員事務局

人事委員会事務局

第二条第二号中「福岡県防災・行政情報通信ネットワーク(住民基本台帳ネットワーク)システムを利用するために割り当てられた部分に限る。」を削り、「ファイアウォール」を「電気通信関係装置」に改め、同条第七号を削り、同条第八号を同条第七号

とし、同条第九号中「福岡県防災・行政情報通信ネットワーク（住民基本台帳ネットワークシステム）を利用するために割り当てられた部分に限る。」を削り、同条第八号とし、同条第十号を同条第九号とし、同条第十一号中「及び福岡県教育庁組織規則（平成十年福岡県教育委員会規則第三号）第二項に規定する本庁」を「福岡県教育庁組織規則（平成十年福岡県教育委員会規則第三号）第二項に規定する本庁、福岡県監査委員事務局及び福岡県人事委員会事務局」に改め、同条第十号とし、同条第十二号から同条第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。